

山口大学理学部試薬保管室利用申し合わせ

平成16年4月1日

1. 理学部試薬保管室（以下「保管室」という。）の管理・運営のため、以下の事項を定めるものとする。
2. 保管室に保管する薬品は、化学薬品のみとし、生物試料は含まないものとする。
3. 保管室の管理・運営に関する主任者として保安監督者を置く。保安監督者は、危険物の取扱いにおける保安の監督・指導および保管室の実態の把握を行う。
4. 保管室を使用する者は、保安監督者に申し出て、保管場所の指定を受け、保管室の鍵を受け取る。保管室の鍵は、使用者が責任をもって管理するものとする。
5. 保管室の使用者は、使用にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 試薬は、その種類や危険性ごとに分類し、容器に講座名・責任者名・連絡先を明記し、指定された場所に整頓して収納すること。薬品の容器はその性状に適したものをを用い、破損・腐食などによる漏れがないように点検をおこなうこと。
 - 毒物及び劇物の取扱いは、大学法人山口大学毒物及び劇物取扱規則を遵守し、毒劇物表示、盗難・事故防止、使用記録の関係機関への届け出、処分に関することなどを総括的に管理すること。
 - 酸化性物質と還元性物質、酸化性塩類・強酸・有機物、不安定物質や有害物質をつくる混触危険がある試薬と一緒に保存しないこと。発火性、禁水性、爆発性など、特に危険な薬品は、危険性に応じて別々に保管すること。
 - 万一の事故や地震に備えた防災対策を立て、転倒・転落を防止する措置を講ずること。必要に応じて空き缶に入れたり、砂箱に入れたりして、二重三重の安全対策を行うこと。
 - 出し入れの際には、試薬保管庫データベースに記録すること。
 - 保管室に関係者以外の者が出入りすることの無いよう注意すること。
 - 保管室内および周辺にて火気を使用しないこと。
 - 保管室内は常に整理整頓し、所定の試薬以外のものを貯蔵したり、指定場所以外に危険物を貯蔵したりしないこと。
 - 異常を発見したときには、直ちに保安監督者まで連絡すること。